諸外国の政治資金の支出公開制度(未定稿)

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	韓国
支出報告の対象	政治団体が行ったすべての支出 ①政治上の主義施策を推進・支持・反 対することを本来の目的とする団体 ②特定の公職の候補者を推薦・支持・ 反対することを本来の目的とする団体 ③①、②の活動を主たる活動として組 織的・継続的に行う団体 ※選挙運動経費については別途公職の 候補者による報告義務有り	政治委員会が行った選挙運動に係る支出 ①政党その他の団体及び政党の地方委員会 のうち、年間1,000ドルを超える寄附を受領 し、又は支出を行うもの ②法人、労働組合等によって個人献金を受けるために設立された独立基金 ③政党の地方委員会で所定の要件を備えるもの ※現職者については職務関連活動の費用に 充てることができる資金を含む点で「選挙 運動費用」の範囲は広い	政党及び年間収入又は総支出額25,000 ポンド以上の政党の地域別資金団体が 行ったすべての支出 ※選挙運動経費については別途公職の 候補者による報告義務有り	政党が行ったすべての支出 政治活動を目的とする民法に基づく法 人で、公的資金を受領する、又は資金 収集のための会計代理人を置く団体 ※選挙運動経費については別途公職の 候補者による報告義務有り	
支出項目の区分	事務所費) ②政治活動費	管理運営経費(一般管理費・人件費・間接費、旅費、寄附勧誘費用・資金調達費用、宣伝事業費、世論調査費用、選挙運動用資材費、選挙運動行事開催事業費)、同じ候補者の他の政治を委員会に対する交付金、借入返済金、寄附返還金、その他の支出(政治的な寄附、その他の寄附)	(年次会計報告書) 資金調達活動費、商業活動費、無償提供、 人件費、管理・運営費、減価償却費、選挙 関係費、未払利息、党大会費、その他の支 出等 ※様式の変更を検討中 (選挙運動費用報告書) 政見放送費、広告費、有権者への配布物等、 マニフェスト・政策文書費、市場調査費、 メディア関連費、交通費、公開会議費、管 理・運営費	宣伝費、公職の候補者への援助、その 他援助(他政党など)、消費財、その 他経費(事務所費用、交通費など)、 税金、人件費等	(政党及び公職の候補者) (①選挙費用 (②選挙費用外政治資金 ・基本経費 (人件費、事務所設置・運営費) ・政治活動費(政策開発費、組織活動費、女性政治発展費、その他の経費) (③支援金(補助金、補助金以外)(後援会) 寄附金、後援支援金募金経費、基本経費(人件費、事務所設置・運営費)、その他の経費
明細を報告すべき 支出の範囲	①国会議員関係政治団体 人件費以外の経費で1件1万円を超える支 出 ②資金管理団体 人件費以外の経費で1件5万円以上の支出 ③①、②以外の政治団体 経常経費以外の経費で1件5万円以上の支 出		選挙運動に係るすべての支出 (年次会計報告書については明細の報告なし)	すべての支出	すべての支出
報告すべき 支出の明細	①支出の目的・金額・年月日 ②支出を受けた者の氏名・住所	①支出の目的・金額・年月日 ②支出を受けた者の氏名・住所	①支出の目的・金額・年月日 ②請求の年月日 ③支出を受けた者の氏名・住所 ④領収書又は請求書の添付の有無 ⑤支出が発生した場所	①支出の目的・金額・年月日 ②支出を受けた者の氏名・住所 ③支出を受けた者が法人の場合は事業 所識別番号(SIRET番号)	①支出の目的・金額・年月日 ②支出を受けた者の氏名・住所 ③支出を受けた者の生年月日・職業・ 電話番号
会計帳簿の 作成義務	法定様式の会計帳簿の作成義務	法定の様式は無いが、すべての支出に 係る記録の保存義務	法定の様式は無いが、すべての支出に 係る記録の保存義務	法定様式の会計帳簿の作成義務	法定様式の会計帳簿の作成義務
会計帳簿への 支出の記載	すべての支出を所定の支出項目に分類 して記載し、1件1件の支出について 明細を記載	すべての支出を記録し、1件1件の支出について明細を記載	すべての支出を記録し、特に以下の事項を記録 ①政党の日々の全支出記録 ②支出の目的	すべての支出を所定の支出項目に分類 して記載し、1件1件の支出について 明細を記載	すべての支出を記載し、1件1件の支 出について明細を記載
支出を証する書面 の徴収義務	すべての支出について、支出の目的、 金額及び年月日を記載した領収書その 他の支出を証すべき書面	①小口現金支出については書面による記録 ② 1 件200ドルを超える支出については領収書、請求書、支払済小切手 ③500ドル以下の旅費等前渡資金については 経費伝票等 ④クレジットカードによる支出については 月次請求明細書・各取引の領収書等	200ポンドを超える支出について、請求書又は領収書	見積書、請求書、小切手控え、カード 支払控え、銀行送金控え、給料明細書	
収支報告に関する 罰則	①収支報告書の不提出・不記載・虚偽 記載 ②会計帳簿の不記載、虚偽記載	収支報告書の不提出・虚偽報告	①年次会計報告書の不提出・虚偽記載 ②選挙運動費用報告書の不提出 ③請求書又は領収書の不提出	会計報告の不備・不正	①収支報告書の不提出・虚偽記載 ②添付書類の不提出、虚偽提出、偽造・変造 ③会計帳簿の不備・虚偽記載